

# 資料編

資料 1 奥州市環境基本条例

資料 2 奥州市環境基本計画策定委員会設置要綱

資料 3 奥州市環境基本計画策定委員会名簿（第 2 次計画策定時）

資料 4 奥州市環境基本計画策定委員会の検討経過

資料 5 計画中間見直しにおける修正事項（令和 3 年度）

資料 6 用語の解説

## 資料1 奥州市環境基本条例

(平成19年3月14日条例第3号)

私たちのまち奥州市は、中央に北上川が流れ、その両岸に肥沃な耕地が広がり、豊かな水と緑に恵まれ、古くから水陸万頃の地と称されてきました。また、東に北上高地がなだらかに広がり、西に焼石岳を抱く奥羽山脈がそびえ、面的な広がりと同時に標高差を持つ変化に富んだ自然環境に恵まれています。歴史的には、旧石器の時代から住みよい土地として栄え、古墳や遺跡も数多く、平安時代には奥州平泉の礎を築いた藤原清衡が生まれる等奥州の中心としての役割を果たしてきました。

こうした豊かな自然と共生しながら米、牛、りんご、野菜等の高品質な農畜産物を生産し、また、自然の恵みを受けて秀衡塗、岩谷堂箆笥、南部鉄器等の伝統工芸品を生み出してきました。近年では、工業団地を中心とする企業の立地により、様々な工業製品の生産と出荷が活発になってきています。

一方、社会全体が利便性の追求による大量生産・大量消費・大量廃棄型となったことにより、家庭や事業所から排出されるごみの問題、廃棄物の不法投棄等が大きな社会問題となっています。さらには、多種多様な化学物質による汚染や酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化による様々な災害等の発生といった地球規模の環境問題により私たちの生活は脅かされています。

私たち奥州市民は、これらの問題を解決するため、市民一人ひとりが自ら環境に与える影響を理解し、その負荷を低減する行動を取らなければなりません。また、全ての事業者は、省資源及び省エネルギーの推進等により環境に配慮する生産活動に努めることが求められます。

それぞれの地域の特色を活かしつつ、土と水と空気をいつまでも健全に保つことにより、この奥州の地が将来にわたって住みよい環境であり続け、かつ、活発な農業・工業の生産活動や商業活動が促進されるよう、理想的な循環型社会\*の形成を目標に掲げます。

ここに、私たち奥州市民は、市内全ての事業者・市と協働して環境問題に取り組むため、奥州市環境基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、持続可能な社会を構築し、並びに恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、及び創出していくことについて、基本となる考え方(以下「基本理念」という。)及び基本的な決まり(以下「基本原則」という。)を定め、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)及び市の責務を明らかにするとともに、市が行う環境の保全等に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境に配慮した奥州市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全等 奥州市の恵み豊かな環境を将来にわたって良好に保全し、及び創出していくことをいう。
- (2) 市民団体 公益の増進に寄与することを目的とし、主として市民及び事業者により組織された自治組織、ボランティア団体等をいう。
- (3) 環境への負荷 環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- (4) 新エネルギー利用等 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。

- (5) 環境教育 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。)第2条第3項に規定する環境教育をいう。

**(基本理念)**

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項が実現されるよう行われなければならない。

- (1) 市民が有する環境の恵みを楽しむ権利の実現と、これを将来の世代へ引き継ぐこと。
- (2) 自然の生態系を尊重し、人と自然が健全に共生していくこと。
- (3) 限りある資源の適正利用及び循環の徹底により、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。
- (4) 地球温暖化をはじめとする様々な問題を抱え、深刻な状況にある地球環境を保全すること。

2 市は、各種施策を実施しようとするときは、環境を優先するよう努めなければならない。

**(基本原則)**

第4条 環境の保全等は、環境に関する情報を市民等及び市が共有することを基本に進められなければならない(情報共有の原則)。

- 2 環境の保全等は、全ての者が協働して、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に取り組むことにより行われなければならない(協働の原則)。
- 3 市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等に対しわかりやすく説明するよう努めなければならない(説明責任の原則)。
- 4 市は、環境施策の企画、実施、評価、見直し等において、市民等が参加する機会を確保しなければならない(市民参加の原則)。
- 5 市は、環境の保全等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、予防の措置について検討するよう努めなければならない(予防の原則)。

## 第2章 各主体の責務

**(市民の責務)**

第5条 市民は、基本理念及び基本原則に従い、資源、エネルギー等の使用及び廃棄物の排出等自らの日常生活に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

**(市民団体の責務)**

第6条 市民団体は、基本理念及び基本原則に従い、自らの活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

2 市民団体は、自らが行う環境の保全等に係る活動を円滑に進めるため、市民等の参加の機会を充実し、組織の体制を整備し、及び情報を提供するよう努めなければならない。

**(事業者の責務)**

第7条 事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを認識し、基本理念及び基本原則に従い、自らの事業活動に伴い生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

**(市の責務)**

第8条 市は、基本理念及び基本原則に従い、基本的かつ総合的な環境施策を策定し、実施し、及び評価し、並びに必要に応じて当該施策を見直さなければならない。

## 第3章 環境施策の基本となる事項

### 第1節 基本施策

**(基本施策)**

第9条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境施策を推進するものとする。

- (1) 奥羽山脈、北上高地等に存する森林、身近な里山、北上川等の河川その他の豊かで貴重な自然環境を保全すること。

## 奥州市環境基本条例

- (2) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進等により減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進すること。
- (3) 監視体制の整備等による不法投棄の未然防止及び原状回復を推進すること。
- (4) 新エネルギー利用等の促進並びに省資源及び省エネルギーの推進等により温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化を防止すること。
- (5) 騒音、振動、悪臭、生活排水その他の生活環境に係る問題へ適切な対策を講じるとともに、これらの監視測定体制を整備すること。
- (6) 奥州市に源を有する胆沢川等の清流の水質を保持する等健全な水環境を保全すること。
- (7) 市街地、農用地等の土壤汚染を防止し、その安全性を確保すること。
- (8) 化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止するため、適切な対策を講じること。
- (9) 市民等と連携を図り、学校、地域、野外活動等多様な場において、環境教育を総合的に推進すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める環境施策

### 第2節 環境基本計画

#### (環境基本計画)

第10条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、奥州市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目指すべき環境像
- (2) 環境要素ごとの目標(以下「環境目標」という。)
- (3) 環境目標の達成度合を計る環境指標
- (4) 環境像及び環境目標を実現するため市が取り組むべき環境施策
- (5) 日常生活又は事業活動の中で市民等が留意すべき環境配慮事項
- (6) 地域特性に則した環境配慮指針
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の見直しを行う場合に準用する。

#### (環境基本計画の進行管理)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる各種施策の実施状況及び環境指標の達成状況を把握し、並びに評価するとともに、これらを取りまとめた報告書を毎年度作成し、公表しなければならない。この場合において、当該報告書には、第22条に規定する審議会(第23条第1項の規定により市長が市民会議を指定した場合にあっては、第22条に規定する審議会及び第23条に規定する市民会議)の意見を付すものとする。

#### (環境基本計画との整合)

第12条 市長は、各種施策を策定し、又は実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

### 第3節 推進施策

#### (財政上の措置)

第13条 市長は、環境施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### (事前調査及び対策)

第14条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとするものに対し、当該事業が及ぼす影響を調査させ、その結果に基づき当該事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な対策を講じるものとする。

#### (規制の措置)

第15条 市長は、環境の保全等について、支障となる行為を防止するため、必要な規制の措置を講じるよう努める

ものとする。

(環境教育の推進)

第 16 条 市長は、環境教育等促進法の趣旨に従い、市民等の環境問題に対する理解と認識を深めるため、環境教育を推進するよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 17 条 市長は、市民等が自発的に行う緑化、環境美化、資源回収その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 18 条 市長は、環境情報を収集し、及び市民等へ適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 19 条 市長は、環境の状況の把握及び環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(提言の受付)

第 20 条 市長は、市民等からの環境施策に関する提言を受けよう努めるものとする。

2 前項の提言は、書面により行わなければならない。

3 市長は、提言を受理したときは、必要に応じて第 22 条に規定する審議会の意見を聴く等その内容を検討し、速やかに当該提言に対し書面により回答するものとする。

(国等との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境保全に関する施策については、国又は他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

#### 第 4 節 推進及び調整の体制

(奥州市環境審議会)

第 22 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議させるため、法第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として奥州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(奥州市環境市民会議)

第 23 条 市長は、市民等及び市が協働して環境の保全等を推進するに当たり必要と認めるときは、市との協働により環境基本計画の進行管理を行う市民団体として適当と認めるものを奥州市環境市民会議(以下「市民会議」という。)として指定するものとする。

2 市民会議は、環境の保全その他の環境施策に関しての提言その他市長に意見を述べることができる。

3 市長は、市民会議に対しては、環境の保全等を推進するために必要な情報の提供その他の環境施策を協働で推進するために必要な支援を行うものとする。

(庁内推進組織)

第 24 条 市長は、環境施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るため、庁内に必要な組織を置くものとする。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(奥州市環境審議会条例の廃止)

2 奥州市環境審議会条例(平成 18 年奥州市条例第 344 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において、旧条例第3条に規定する奥州市環境審議会の委員である者は、この条例第22条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。ただし、この場合における最初の任期は、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成23年3月17日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月9日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 奥州市環境基本計画策定委員会設置要綱

(平成 28 年 5 月 11 日告示第 109 号)

### (設置)

第 1 条 奥州市環境基本条例(平成 19 年奥州市条例第 3 号)第 10 条に規定する奥州市環境基本計画(以下「計画」という。)を市民等との協働により策定するため、奥州市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 環境保全に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 市内の企業の役職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第 6 条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

- (1) 委員会の委員
- (2) 市の職員(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

### (補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 資料3 奥州市環境基本計画策定委員会名簿(第2次計画策定時)

敬称略、順不同

	氏名	地域等	備考
公募	菊地洋子	江刺	
公募	村上壽仁	胆沢	
公募	相澤征雄	衣川	
公募	鈴木まゆ子	前沢	
学識者	高橋秀行	岩手県立大学総合政策学部	
学識者	若生和江	岩手県環境アドバイザー 地球温暖化防止活動推進員	委員長
学識者	小沢宗	岩手県環境アドバイザー 地球温暖化防止活動推進員	
団体	及川堅一	奥州めぐみネット 資源循環・廃棄物部会長	
団体	鈴木輝男	奥州めぐみネット 自然環境部会長	
団体	花澤淳	奥州めぐみネット 環境学習部会長	
企業	後藤安彦	水沢鋳物工業協同組合	副委員長
市職員	浦川彰	総務企画部政策企画課	
市職員	高橋靖	農林部農政課	
市職員	佐藤和憲	都市整備部都市計画課	
市職員	朝倉啓二	教育委員会事務局学校教育課	

## 資料4 奥州市環境基本計画策定委員会の検討経過

第1回	平成28年7月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状交付、委員長及び副委員長の選出</li><li>・経過報告及び今後の予定説明</li><li>・第2次奥州市環境基本計画の構成について</li></ul>
第2回	平成28年9月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「奥州市の目指すべき環境像」、「環境目標」、「環境指標」の検討、決定</li><li>・「地域別環境配慮指針」について</li></ul>
第3回	平成28年10月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「環境指標」の検討</li><li>・全体構成の再確認</li></ul>
第4回	平成28年12月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「環境指標」の確認</li><li>・「環境配慮指針」の検討</li></ul>
第5回	平成29年1月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域別環境配慮指針」の検討</li><li>・計画の推進について</li><li>・計画(案)全体の確認</li><li>・パブリックコメントの準備について</li></ul>
(郵送による確認)	平成29年2月9日(木)～15日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメント用環境基本計画(案)の確認</li></ul>
(パブリックコメントの実施)	平成29年2月21日(水)～3月14日(火)	
第6回	平成29年3月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントを受けて計画最終案の検討</li></ul>
(市長報告)	平成29年3月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終案を市長へ報告</li></ul>
(環境審議会)	平成29年3月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・原案どおり承認</li></ul>

※ 第2回奥州市環境基本計画策定委員会は、台風10号の影響により開催を延期した

## 資料5 計画中間見直しにおける修正事項(令和3年度)

平成29(2017)年度から令和8(2026)年度の10年間の計画期間の中間年にあたる令和3年度に中間の見直し作業を行いました。

- 1 平成から令和への改元を反映しました。
- 2 「水沢区」、「江刺区」などの「区」表記を「地域」に変更しました。
- 3 「SDGs」に関する項目を新規で追加しました。
- 4 市で回収した廃食用油を、バイオディーゼル燃料としてリサイクル使用していた黒滝温泉(奥州市衣川)の設備が、老朽化に伴いその稼働を休止し、廃食用油資源化事業が令和3年3月31日をもって無期限休止となったことから、廃食用油の地域循環ビジネスに関する記載を削除しました。
- 5 計画指標の変更を行いました。

本計画では各環境目標の達成のためにそれぞれ計画指標を設定し取り組みを行い、毎年度、環境報告書の作成によって、取り組みの進行状況や課題の把握を行っています。令和3年度の中間見直しにおいては、それらを踏まえ、当初に設定した計画指標が達成されたものや中間見直しと時期を合わせて行われた各種行政計画と関連する指標について見直しを行いました。

見直しを行った計画指標は下表のとおりとなります。

環境目標	計画指標(新)	掲載ページ	変更理由等
I-1 ごみの減量化 I-2 廃棄物の適正処理	① 1人1日当たりのごみの排出量	P32	令和3年度に策定した第2次一般廃棄物処理基本計画との整合を図りました。
	② ごみリサイクル率(総資源化率)		
	③ 事業系ごみの年間排出量		
	④ ごみ・リサイクル出前講座実施回数		
	⑤ 不法投棄常習箇所数	P32	令和2年度において既に当初計画の目標を達成したことから目標を再設定しました。
II-1 森林の保全 II-2 清流の保全 II-3 自然環境の保全と活用	① 森林面積 ② 市有林整備面積(年間)	P33	総合計画後期基本計画の指標と整合を図るために、市有林の整備面積に変更しました。
III-1 安心・安全な暮らしの確保 III-2 環境保全型農業の推進	⑤ 締結済みの公害防止協定数	P34	これまでの取り組みにより主な企業等との協定締結が完了していること、また、市内において大規模な公害事案が近年発生していないことなどから目標の変更を行いました。
VI-1 環境教育・環境学習の推進 VI-2 環境ネットワークの構築	③ 小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数	P35	市内小中学校に対する環境教育等に関する調査の結果、ほぼすべての学校において環境教育・環境学習の取り組みが確認されたことから、新たに計画指標を設定しました。

- 6 その他、奥州市環境市民会議「奥州めぐみネット」、奥州市環境審議会、パブリックコメント等により寄せられた意見等を踏まえ、文言等の整理を行いました。

## 資料6 用語の解説

### <あ行>

#### エコオフィス

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所をいいます。なお、事務活動からの二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止対策を進めている事業所を指すこともあります。

#### エコキッズ

市内の小・中学生を対象として、水生生物による水質調査や林業体験などの自然とのふれあいをととした環境教育の一環として、市が行うこどもエコクラブ事業の総称をいいます。

#### エコクッキング

誰もが毎日行う「食」に際して、環境と健康に気をつけながら料理すること。「食」に使われるエネルギーを減らす、旬と産地・健康について考えて買い物する、食べる量だけ料理し食べ残しをしない、調理くずや生ごみを減らす、洗剤を減らすなど、一人ひとりが環境や健康のことを考えて、買い物から、料理、後片づけを行うことをいいます。

#### エコドライブ

環境にやさしく、(経済的にも)無駄の少ない運転をいいます。一般に、急加速・急発進の自粛、エンジンプレーキを活用した減速(早めのアクセルオフ)、加減速の少ない運転、エアコンの使用自粛、暖気運転を控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧をこまめにチェック、不用な荷物は積まないで走行するなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

#### エコファーマー

エコファーマーとは、平成11年施行の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者をいいます。

#### エコミュージアム

エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎ合わせた造語。地域における自然・文化資源、生活の知恵・暮らしなどを総合的に地域の資源として捉え、住民の参加によって研究・保存、展示・活用などを図り、地域で受け継がれてきた環境(資源)を、将来に継承していくという考え方、またはその実践(活動)をいいます。

#### 温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書<sup>\*</sup>においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっています。

#### 奥州市環境管理システム(オーシュウEMS)〈環境マネジメントシステム〉を参照

ISO14001 の考え方・システムを奥州市自前で活用・運用することを目的として、奥州市環境管理システム「オーシュウEMS」を策定して、平成20年6月から運用を開始しています。市の事務事業における省資源・省エネルギー等についての環境基本方針を定め、事務事業等の実施手順を定め、運用管理を行い、毎年、総括者への報告と見直しを行う制度をいいます。EMSは、環境マネジメントシステム(Environmental Management Systems)の略称です。

### <か行>

#### 合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

#### 環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことです。

## 環境パートナーシップ(「協働」ともいいます。)

関連用語; 協働/複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。また、コラボレーション、パートナーシップともいいます。

パートナーシップ(協働)とは、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

持ち味や得意分野の異なる主体がパートナーシップを組むことで、それぞれの特長を生かし、合理的な課題解決の枠組みをつくって、資源の共有と適切な役割分担により、互いに新しい発見やアイデアが生まれ、相乗効果が発揮される可能性があります。

パートナーシップに必要なこと、①対等で互いに信頼できる関係を築くこと、②情報を共有し、対話を重視した意思決定に参加すること、③各主体が持つ特性や能力を十分に生かした役割を分担することです。そのことにより積極的な関わり方ができ、誰にとっても得るものがあるパートナーシップが生まれます。(環境省と国際連合大学が運営する情報プラザ「地球環境パートナーシッププラザ」より)

## 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

関連用語; ISO14001/国際標準化機構(International Organization for Standardization)が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組。

関連用語; EA21(エコアクション 21)/環境省が定めた環境経営システムや環境報告書ガイドラインに基づき、一般財団法人持続性推進機構(IPSuS)が運営する環境マネジメントシステムの規格。

関連用語; KES(京都環境マネジメントシステム・スタンダード)/京都議定書の発祥地、京都から発信された環境マネジメントシステムの規格。

グリーン経営; ISO14000 シリーズに基づいて作成されたグリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)推進マニュアルに基づき、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が運営する環境マネジメントシステム。

## 貴重種・希少種

野生動植物の貴重種とは、一般的には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種をいいます。

希少種とは、一般的には、数の少なく、簡単に見ることができないような(希にしか見ることができない)種をさします。本来の生息地が局限または孤立している、生息密度が低い、生活史の中で特殊な環境条件を必要とするなど生息条件の変化に弱い種をはじめ、個体数の減少や生息条件の悪化、捕獲圧、交雑可能な別種の侵入などの圧迫が強まっている種で、日本版レッドデータブックでは「準絶滅危惧種」に位置づけられ「絶滅危惧種」ほど緊急性はないが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されています。

## 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議(「気候変動に関する国際連合枠組み条約」第3回締結国際会議)において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めています。日本では、2008~2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められています。2005年2月に正式に発効しました。

協働 →〈環境パートナーシップ〉参照

## グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のことをいいます。

## 公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされています。

## こどもエコクラブ

地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生までのグループのことで、2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

## コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地など、複数の家庭から排出されるし尿や生活排水を合わせて処理する施設で、小規模下水処理場(装置)と呼ばれることもあります。

## 合成界面活性剤

界面活性剤は、分子内に水になじみやすい部分(親水基)と、油になじみやすい部分(親油基・疎水基)を持つ物質の総称で、洗剤の主成分です。有用な性質も多くもつため、工業的に大量に合成・使用されています。合成界面活性剤は、一般的には合成洗剤をさします。石鹼に比べ、自然に分解されにくく、環境への影響をはじめ、健康問題などが懸念されています。

## 米エタノール <バイオエタノール>参照

バイオエタノールは植物のセルロース(繊維質)などから取り出した糖を発酵させて製造し、化石燃料に代わる新エネルギーとされています。我が国の風土に適しているといわれている稲を有効に活用し、主食用ではない多収量米や稲わらを活用してバイオエタノールを精製し、エネルギーに活用しようとする取り組みをいいます。食料供給や遊休農地の活用、精製コスト、稲わらの持ち出しによる土壌への影響、施肥や家畜飼料への影響、環境への影響などの検討や実証が進められています。

## <さ行>

### 里山

一般的には、人里近くの二次林(雑木林)を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域をいいます。昔は薪や炭の生産に利用されてきたが、石油や石炭などの化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっています。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間、自然とのふれあいの場、木質バイオマス資源等としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっています。

### 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い)や風力、バイオマス(持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。(EICネットより)

### 食農

「食」と「農」は、人間が自然と関わる最も根源的な営みで、毎日の生活に密接に関わっています。「食」と「農」に関する様々な経験や学習を通して、環境や健康に良い「食」の選択(消費者)や「食」の提供(農業等)の相互の関連をいいます。関連する用語として「食育」があります。食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることで、「食育基本法」(2005年)では、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられ、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育としています。

### 自動車排気ガス

自動車の内燃機関から排出されるガスをいう。その排出ガス中には汚染物質として、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質がある。

一酸化炭素(CO):石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺(まひ)させたり、貧血症を起こしたりします。

炭化水素(HC):炭素(C)と水素(H)を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、塗料・印刷工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっています。

### ジェンダー平等

生物学的な性差(SEX、男性や女性又はその他)に関わらず責任や権利などの機会を平等に分ち合い一緒に決めていくこと。(参考:男女共同参画推進連携会議「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」より)

## 循環型社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最小限にするような物質循環が保たれた地域社会のことをいいます。

### 3R運動

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった運動で、次の順番で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があります。

- ・リデュース(Reduce):減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
  - ・リユース(Reuse):再利用する…ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
  - ・リサイクル(Recycle):再資源化する…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する
- この3つのRのうち、リデュースを二つに分け、次を加え、4R運動ということもあります。
- ・リフューズ(Refuse):断る………レジ袋を断るなど、ごみとなるものを家庭に持ち込まない

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされます。

## <た行>

### ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。

ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い物質である2, 3, 7, 8-TCDD を使った動物実験では、動物の種類によって違いはあるものの、サリンの約2倍、青酸カリの約 1,000 倍の毒性があることが分っています(急性毒性)。また、動物によるダイオキシン類の慢性毒性実験では、動物の種類によって違いはあるが、発ガン性、体重減少、胸腺萎縮、肝臓代謝障害、心筋障害、性ホルモンや甲状腺ホルモンへの影響、さらに学習能力の低下などの症状が報告されています。

私たちが日常摂取しているピコグラム(1兆分の1グラム)のレベルでは、ダイオキシン類の毒性はほとんど問題になりません。また、WHO(世界保健機構)の国際がん研究機関(LARC)では、2, 3, 7, 8-TCDD については人に対する発ガン性があるという評価を行っています。

### 地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略です。旬の食べ物を新鮮なうちに食べられる、消費者と生産者の距離が近いため鮮度が高く、安心できる、地域の活性化や伝統的食文化の継承などのほか、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるなど、地球温暖化防止にも貢献するとし、各地に応じた取り組みが進められてきています。

### 中水利用

中水とは、上水と下水の中間に位置する水を利用する過程の言葉で、中水利用とは、上水として生活用水に使った水を下水道に流すまでもう一度再利用するというをいいます。家庭では風呂の残り水などの洗濯や水洗トイレ等への再利用など、事業所では製品の洗浄等に使用した水や浄化した水を再利用するなど、水資源の有効利用の一環として位置づけられています。

### 低炭素型車両(低公害車)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NOx、粒子状物質、CO2 といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあります。現在、グリーン税制適合車として、購入等に際して、登録税などが軽減されている車種も多くあります。

### 低炭素型社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会を指します。

### ディーセント・ワーク

「働きがいのある人間らしい仕事」。1999 年第 87 回 ILO(国際労働機関)総会における事務総長報告においてはじめて用いられました。その報告においては「権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する」とされています。(引用:ILO(国際労働機関)ホームページより)

## デポジット制度

預託金制度(「預かり金払い戻し制度」ということもあります。)で、製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。使用済み製品や容器の回収率が上がり、リサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱が防げるなどのメリットがあります。

## 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

## 独立型地域エネルギー

独立型地域エネルギーとは、電力会社から供給される電力とは切り離し、太陽光発電等によりある一定の地域において独立して電力を賄うなどのエネルギー需給の仕組みのことです。

## <は行>

**パートナーシップ** →<環境パートナーシップ>参照

**バイオマス**→<木質バイオマス>参照

**バイオ燃料(バイオマス燃料)**

バイオマスを用いた燃料のことをバイオ燃料、またはバイオマス燃料と言います。

**バイオディーゼル燃料(BDF)**

植物性の油から精製される燃料で、軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができます。

**廃棄物処理のマニフェスト**

産業廃棄物を排出事業者自身が処分できず処分業者に委託するときは、契約書を締結し、中間処理後の最終処分先まで書面で確認することが義務付けられています。また、実際に産業廃棄物を処分する際は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、排出業者は最終処分までの流れを確認することが義務付けられています。

**PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)**

化学物質排出移動量届出制度のことで、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)により定められた制度。

有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置(PRTR)並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS)を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

**PDCA サイクル**

PDCA サイクルとは、業務プロセスの管理手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行・実施)→Check(評価・点検)→Action(Act)(改善・継続的に改善するための処置)という4段階の活動を繰り返し行ない、継続的にプロセスを改善していく手法をいいます。

PDCA サイクルは4つのステップから成ります。「Plan」では、目標を設定してそれを達成するための行動計画を作成する。「Do」では、策定した計画に沿って行動する。「Check」では、行動した結果と当初の目標を比較し、問題点の洗い出しや成功・失敗の要因を分析する。「Action(Act)」では、分析結果を受けてプロセスや計画の改善、実施体制の見直しなどの処置を行なう。「Action(Act)」が終わると再び「Plan」に戻り、次のサイクルを実施する。これを繰り返すことによって螺旋状に次第にプロセスが改善されることが期待されています。

**浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)**

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン(1mmの100分の1)以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがあります。浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5ミクロン以下のもの(PM2.5)については、特に健康への影響が指摘されています。

## フードマイレージ

フードマイレージ; 食べもの(food)が運ばれてきた距離、輸送距離(mileage)という意味で、なるべく近くでとれた食料を食べることにより、輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らし、環境への負荷を軽減しようという運動をいいます。食糧の生産から消費にかかわる総合的な必要エネルギー量とは異なり、収穫期ではない農作物や適地でない農作物をビニールハウス栽培する場合には、近くでも輸送よりエネルギー消費が多くなることもあります。そのため適地適作を踏まえた地産地消が推奨されています。

## フリーマーケット

起源は、パリ北郊の道路上で開かれる古物売る臨時的特設市場(ノミの市)と言われています。日本では、リサイクル運動の高まりの中で、リサイクルを中心とした市民団体が主催し、出店者は業者ではなく、一般市民の参加傾向があり、出店される物は、仕入れた中古品ではなく、家庭の不要品が中心で、公共の場所で開催される事から出発しています。リサイクル運動の流れの中で、自治体主催するフリーマーケットも増加しています。

## ペレットストーブ

木材を加工するときに生じる木屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料(木質ペレット)を燃料とするストーブ。石油・石炭等の化石燃料を燃焼と異なり、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収した木材の燃焼でCO<sub>2</sub>循環の枠内に含まれるため、温室効果ガス排出量に加えないとの規定があり、地球温暖化対策や間伐材の利用促進などの視点から注目されています。

### <ま行>

#### 木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除く)の総称。具体的には農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなどを言います。そのうち木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といい、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

### <や行>

#### 有機農業

自然環境や生態系と調和した形で実践することを目指した農業の形態で、有機農法、有機栽培ともいわれます。化学物質の利用をやめ、古くから行われてきた天然の有機物や天然由来の無機物による肥料などを用い、地域の自然のしくみに逆らわない農業で、環境保全型農業に含まれるが、減化学肥料・農薬の農業とは異なります。

20世紀の農業は、化学合成された肥料や農薬など、化学物質を様々な目的で使用することで生産力等を大きく拡大させてきた反面、その農薬による薬害や公害、環境や人体への蓄積による影響、生態系の破壊、新たな害虫の発生などの弊害をはじめ、化学肥料による土質の悪化や土壌生態系の破壊などの課題が顕在化してきました。また、「食」の安全を求める知識や価値観の広がりに対応し、こうした有機農業の展開が求められています。

### <ら行>

#### ライトダウン運動

灯りを消して、地球にやさしい生活のあり方を考え、見つめ直す活動のことをいいます。人のいない部屋の照明や余分な照明、広告灯などを消した生活を行ってみて、照明の使用と暮らしのあり方を家族で話し合ってみることをいいます。

#### リスク(環境リスク)

ここでは、化学物質による環境リスクを言っています。化学物質による環境リスクとは、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。

関連用語: リスクコミュニケーション / 化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・産業・行政等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることで、化学物質による環境リスクを減らす取り組みを進めるための基礎となるものです。

#### レジリエント

回復力がある。柔軟性がある。強靱な。

## 第2次奥州市環境基本計画

平成29年3月

(令和4年3月改定)

発行：奥州市

編集：奥州市市民環境部生活環境課

〒023-8501

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話：0197-24-2111

FAX：0197-51-2374